平成２１年（フ）第９４号
熊本県荒尾市川登1773番地６
債務者　溝口　　清
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第９５号
熊本県玉名市岱明町古閑411番地１古閑団地Ａ－３棟101号
債務者　城戸　秀昭
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第９７号
熊本県玉名市天水町部田見1303番地
債務者　原口　雅代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第４９８号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ16―501
債務者　田村　美香
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２１９６号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目１番地12トワイライトジュン201号
債務者　中前　満芳
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１９号
北海道江別市豊幌花園町19番地の７
債務者　高瀬　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３８号
札幌市白石区本通17丁目北５番９―101号
債務者　高橋　郁江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４６８号
札幌市北区新川４条16丁目１番17号
債務者　濱中　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７８号
札幌市清田区北野７条３丁目６番８―403号
債務者　廣瀬真奈美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８２号
札幌市南区川沿５条２丁目４番25号　ロータスハイツ川沿103号
債務者　及川裕香里
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８６号
札幌市手稲区前田１条９丁目３番２号ニューコーポ及川８号
債務者　小林　博行
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９５号
北海道江別市元野幌144番地の７
債務者　佐野　智也
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９７号
札幌市南区藤野２条９丁目19番１号
債務者　前川　　尚
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６００号
札幌市手稲区前田13条10丁目12番６号
債務者　鈴木　伸吾
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４４号
北海道恵庭市相生町18番地の１　オリエント相生106号
債務者　石木田利幸
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６９号
札幌市西区八軒６条西４丁目２番30号　松浦マンション３号棟103号
債務者　西本　浩典
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７０号
札幌市西区発寒７条12丁目３番１―604号
債務者　香川　　綾（旧姓簑島）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７９１号
札幌市北区篠路６条８丁目５番１―710号
債務者　澁江　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部